

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の概要 (H24年度)

1 経緯

過疎法については、東日本大震災の発生による過疎対策事業の遅延が想定されることから、各地域から法の期限延長を求める強い要望。議員立法による法案の国会提出に向けて、各会派間で協議・調整が行われた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として第180回国会に提出。

→ 衆議院は6月8日、参議院は6月20日にいずれも全会一致で可決、6月27日に公布・施行。

2 法律案の概要

東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限を延長する。

1 有効期限の延長

現行の過疎地域自立促進特別措置法の有効期限[平成28年3月31日まで]について、5年間の延長を行い、平成33年3月31日とすること。(附則第3条関係)

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。(改正法附則第1項関係)

3 関係法律の改正等

関係法律の改正その他所要の規定の整備を行うこと。